

学校におけるインターネット利用等に関するガイドライン

上山市教育委員会

1. 目的

このガイドラインは、上山市立小中学校の学習活動等において、児童生徒のプライバシーの保護を保障しながら、安全で効果的なインターネット活用のために必要な基本事項を示すことを目的とする。

2. インターネットの利用形態

- (1) 情報の発信及び受信
学校の教育活動の成果や各教科・特別活動での取り組みをホームページに掲載したり、電子メールで発信したりする。
- (2) 情報の検索及び収集
学習に関連する情報を検索したり収集したりすることを、学習活動に効果的に取り入れる。
- (3) 教材の作成及び配信
授業で活用できる動画や画像等を活用し、また授業で活用できる教材を作成し、児童生徒に配信する。

3. インターネットの利用者

施設を利用してインターネットを活用できるのは、次の者とする。

- ① 教職員
- ② 児童生徒
- ③ 校長が適当と認めた者

4. 児童のインターネット利用

- (1) 児童生徒のインターネット利用は、必ず教職員の指導のもとで行うものとする。
- (2) 児童生徒がインターネットを活用するにあたっては、プライバシー・著作権の保護やその侵害等、インターネットにおける基本的なモラルについて指導・監督する。
- (3) 児童生徒がインターネットで教育上不適切な利用をしている場合は、適切な指導を行う。また、状況に応じて利用を中止しなければならない。

5. 個人情報の発信

- (1) インターネットを利用して、個人情報を発信する時は、本人及び保護者の同意を前提とし、教職員の指導のもとに発信する。(別添「個人情報等の情報発信に関する事前同意のお願い」参照)
- (2) インターネットで発信できる個人情報は、教職員・児童生徒に関するものとし、教育活動の過程や成果、地域との情報交流を正しく伝えるものに限り発信できる。個人情報は、自分の氏名、学校・学年・学級、年齢、肖像、自分の考え、日常生活の状況、作品とする。
- (3) オンライン授業での児童生徒及び教職員等のインターネットによる交流の際には、上山市立小中学校の児童生徒・教職員、公共施設の職員、その他校長が認めた者との情報交換を行う場合のみ個人情報を発信できる。
- (4) 住所、電話番号、生年月日、身体的特徴、宗教、病気の状況、家庭の状況、成績等、人権に留意する必要があるものは、発信できない。
- (5) 不特定多数の者が受信できるホームページには、個人情報を掲載しない。

著作権に関する条件

- (1) 学校ホームページにおいて発信するホームページの管理運営者は、上山市教育委員会学校教育課長とし、ホームページの内容については、管理運営者の承認を得てから発信する。
- (2) ホームページ上に、第三者の著作物の引用、複製・転載等は、原則として行わない。

7. 主な遵守事項

インターネットの利用者及び指導者は、インターネットの利用にあたって法令を遵守するほか、以下の項目について守らなくてはならない。

- (1) 個人情報を取り扱う場合、適正な指導管理に基づき、教材として必要最小限かつ名誉または個人のプライバシーを侵害するおそれのない項目のみを扱うこと。
- (2) ID（登録番号）及びパスワード（暗証番号）を第三者に公表しないこと。
- (3) インターネットを利用して、政治活動や宗教活動及び商業活動を行わないこと。
- (4) 学校、個人の名誉を損なうような虚偽の情報は転載しないこと。
- (5) 著作権の保護に留意し、第三者が作製した著作物を事前の承諾なく他の第三者に提供しないこと。
- (6) インターネットの利用により発生が予想される損害（ウイルスの侵入等）に備え、常にデータの保存を行うこと。
- (7) 児童生徒は、学校の許可なく新たなアプリ入れたり、アプリを削除したりすることはできないこと。
- (8) 安全で効果的なインターネット活用のため、教師用タブレットに新たなアプリを希望する場合は、市教委に連絡し、許可を得ること。（無料のアプリに限ります。アプリの種類によっては、検証期間に3か月以上かかります。安全性の確保及びタブレット端末にかかる負荷等を踏まえ希望のアプリを許可できるとは限りません。）
- (9) 校長は、インターネットを利用する者が、他人を中傷せず、著作権及び知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における基本的なマナーに留意するよう指導し、児童生徒の道徳的態度の涵養を図ること。
- (10) 校長は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱いには、徹底して指導に当たること。

個人情報についてのQ & A

Q： 画像・動画などの肖像権について、学校としてどう考えていますか？

A： 日本には肖像権に関する法律はありません。学校での教育活動は私的な時間ではないので、プライバシーの侵害に該当するとは考えにくいものです。しかし、人権の一部として肖像権は存在すると考えられているので、別添「個人情報等の情報発信に関する事前同意のお願い」で事前に同意を頂いたご家庭のみ、ホームページなどの媒体への画像・動画の使用をするようにしています。お子さんの画像・動画が公開されることを望まないのであれば、事前に同意書で申し出ただけであれば、お子さんの画像・動画がホームページなどに公開されることはありません。また、同意を頂いたとしても、公開によりご家庭が損害を受けたと判断し、訂正・削除を求めるのであれば、その要請に応じます。

Q： どの程度の情報で個人情報になるのですか？

A： 情報が断片的であれば、特定にはいたりませんが、2つ以上の要素がまとまることで初めて個人情報となります。通常は名前などだけでは個人情報とは言いませんが、本校のホームページに掲載されているので、「〇〇小学校」という情報が1つ付け加わっています。フルネームで名前を載せないよう慎重に取り扱います。図工や習字の作品などの画像に関しても、名前カードなど、個人が特定できるものが映っていないか注意して掲載します。

Q： ホームページの著作権の範囲はどこまであるのですか？

A： インターネット回線の混雑を避け、ホームページを快適に見るために、ホームページをダウンロードすることについて特別な制約はありません。また、ご家庭のパソコンなどを使って個人で楽しむ範囲においては、著作権の問題はありません。

ただし、ホームページに掲載されているすべての情報には著作権があります。文章・画像・音声など、他の著作物を使用している表示をしていないものは、市教委及び各学校が著作物をすべて管理しています。無断での複製や二次利用、二次配布（一部またはすべてをコピーして利用したり、配布したりすること）はできませんのでご注意ください。例えば、ホームページに掲載された画像をダウンロードして、個人で使用・保存するのに制約はありません。しかし、その画像を、「年賀状に印刷して送る・メールに添付して送る・CDやDVDにコピーして配る・個人のブログやホームページなどで公開する」などの行為は、個人で使用・保存する範囲を超えてしまいます。二次利用や二次配布は、原則としてできません。